

# 深谷市畠山重忠キャラクター等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市畠山重忠キャラクター「しげただくん」、「重忠様」及びロゴ（以下「キャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人も、キャラクター等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 深谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) その他その使用が著しく不相当であるとき。

(使用申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ畠山重忠キャラクター等使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、深谷市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 深谷市が主体となって実施するイベント、事業等で使用する時。
  - (2) 国及び地方自治体が広報の目的で使用する時。
  - (3) 教育機関が教育目的で使用する時。
  - (4) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用する時。
  - (5) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用し、かつ第3者へ広く公開しない時。
  - (6) その他市長が適当と認めた時。
- 2 キャラクター等の使用期間は、最長3年間とする。また、3年を超えて使用する場合は、あらためて畠山重忠キャラクター等使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。なお、この場合、市長はキャラクター等の使用方法、その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 前項の承認は、畠山重忠キャラクター等使用承認書（様式第2号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクター等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。

- (2) 使用するデザインは、深谷市畠山重忠キャラクター等「深谷市ホームページ」サイト内の「デザイン集」に定めたものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
  - (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
  - (4) キャラクター等を展開または応用利用したデザインであってもその著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）ならびに商標権は、深谷市に帰属することを承知すること。
- 2 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の事項に加え、承認された用途のみを使用するものとする。
  - 3 キャラクター等を使用した商品を販売する者は、年度ごとに畠山重忠キャラクター等使用商品売上状況報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
  - 4 使用者は、使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転賃してはならない。
  - 5 その他各種の法令を遵守するものとする。

#### （利用の非独占性等）

第5条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。また、使用者又は利用対象物等について市が推奨を行うものではない。

#### （違反等に対する取扱い）

- 第6条 キャラクター等を使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第3条および第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときには、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、キャラクター等を使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 使用者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責任を一切負わない。

#### （責任の制限）

第7条 使用承認者が、キャラクター等の使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わない。

#### （情報の公開）

第8条 市長は、デザイン等の適正な管理と多くの使用を図る観点から、使用承認及び使用承認の取り消し状況等について情報を公開することができる。

#### （業務委託）

第9条 市長は、この規程に関する業務を外部に委託することができる。

#### （補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の取扱い等に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3年12月22日より施行する。